



公益財団法人
日本フィランソロピック財団
Japan Philanthropic Foundation

遺贈寄附をお考えの方へ

人生の集大成に、「自分らしい社会貢献」をしませんか？

公益財団法人日本フィランソロピック財団は、寄附者の「実現したい社会貢献」に応じて、多様な社会課題に取り組む基金を設立・運営する財団です。

「自分らしい方法で社会のために何かを遺したい」とお考えでも、具体的な寄附先に迷われる方も少なくありません。

当財団への遺贈寄附では、そんな方々のニーズに応え、子ども支援、医療、環境、文化など様々な分野のテーマ基金を揃えていますので、ご自身の「おもい」に合った基金をお選びいただけます。

現金はもちろん、不動産や有価証券など、さまざまな資産を寄附することが可能です。

人生を通して育んできたみなさまの「おもい」を未来へと受け継ぐ——そんな社会貢献のかたちを私どもと一緒に考えてみませんか？

お気軽にご相談ください

【お問合せ】

公益財団法人日本フィランソロピック財団

TEL: 050-3521-0160

Email: info@np-foundation.or.jp

〒105-0004 東京都港区新橋1丁目1-13 アーバンネット内幸町ビル3階



遺贈の流れ



遺言執行者が決まっていない場合は、まずは、金融機関などの専門機関にご相談のうえ、遺言執行者をご指定ください。



ご関心をお持ちの社会課題や社会貢献方法について、当財団が丁寧にお話を伺います。

- ・支援したい社会課題のテーマ
- ・手続きの流れなど



「遺言書」を作成し、当財団へ「遺贈寄附申込書」をご提出ください。

- ・遺言書は公正証書遺言で作成されることをお奨めします。
- ・遺言書には当財団名を、遺贈寄附申込書には選ばれた基金などの名称をご記載ください。

①

遺言執行者
の指定

②

ご相談

③

遺言書
の作成

テーマ基金

寄附先のご指定は、様々なテーマ基金のラインアップからお選びいただけます。

子ども分野

- ・子どもぬくもり基金
- ・社会的養護下の子ども応援基金
- ・ソーシャル・グッド基金
- ・海外子ども支援基金

芸術・文化分野

- ・日本みどりのゆび舞台芸術賞
- ・日本の美しい手技基金
- ・音楽芸術文化基金

ソーシャルスタートアップ分野

- ・日本ソーシャル・スタートアップ AWARD
- ・大分発！ソーシャル・スタートアップ基金

福祉分野

- ・パーキンソン病 QOL 基金
- ・ダウン症住居と就労環境整備基金
- ・ビヨンド賞～精神障害ともにある～

環境分野

- ・ふるさと自然基金
- ・Tethys（テティス）基金

災害分野

- ・災害復興応援基金

動物愛護分野

- ・コンパニオンアニマル支援基金

※設立予定の基金も含みます。

ご逝去



ご逝去後に遺贈寄附申込書の内容に従って、遺言が執行されます。

- ・遺言執行者が、遺言書を当財団に開示し、遺言の執行を行います。
- ・当財団への寄附が実行され、寄附先に指定した基金で運営が開始されます。

④
遺言執行

あなたの
「おもい」を
「かたち」に

テーマ基金の例

社会的養護下の子ども応援基金

社会的養護下の子どもの体験格差を縮小するため、多様な経験機会を提供する事業を助成します。



パーキンソン病 QOL 基金

パーキンソン病患者のQOLが向上し、より快適に人生を送ることを実現する取り組みを助成します。



当財団への遺贈寄附では、次のような寄附方法もご検討いただけます。

デザイン基金

具体的な社会貢献案をお持ちの方は、支援したい分野やテーマ、地域、事業内容のご希望をもとに、オーダーメイドで基金を設立できます。

特定の団体への寄附

団体を指定して、助成することも可能です。



日本フィランソロピック財団への遺贈寄附の特徴

【長く続く支援を実現します】

- ◆ ご寄附いただいた資産は基金の中で適切に管理・運営され、公募・選考を通じて基金の趣旨に合う先に資金を提供していきますので、長く社会に貢献し続けることが可能です。
- ◆ 様々なテーマ基金のラインアップから、寄附先を選んでいただくことができます。
- ◆ ご資産が一定金額以上の場合は、オーダーメイドで作るデザイン基金を設立することができます。

Q & A

Q: 「包括遺贈」、「特定遺贈」の違いは何ですか？

A: 「包括遺贈」とは、全財産のすべてもしくは一定の割合をまとめて遺贈する方法です。一方、「特定遺贈」は、特定の財産を指定して遺贈する方法です。
当財団は、ご意向に応じて、どちらの方法にも柔軟に対応しています。

Q: 遺言を作成した後に、寄附する団体や基金を変更することができますか？

A: 当財団へご連絡いただければ変更できます。ご提出された「遺贈寄附申込書」の内容を変更することで、遺言書を書き換えることなく、寄附先を見直すことができます。

Q: 現金以外の資産で寄附したいのですが、どのように扱われるのですか？

A: 原則として、当財団は資産を受け入れた後、現金化しますので、基本的には、現金化（換価処分）が可能な資産であれば寄附の対象となります。ただし、農地や山林などのように利用や換価が難しい資産については、状況に応じてお受けできない場合があります。

Q: 相続人が遺贈寄附をする場合に、税制上の優遇措置はありますか？

A: 当財団は公益財団法人として内閣府より認定を受けており、措置法第70条（租税特別措置法第70条）に基づく相続人に対する税制メリットが利用できます。その他の税制上のメリットについても、お気軽にお問い合わせください。